

5 市保健所の設置

1 保健所設置の概要

地域保健法に基づき中核市は、保健所を設置することとなっています。

保健所の設置にあたっては、地域における保健衛生分野の専門的・技術的拠点として多様な業務を行い、市民サービスの一層の向上を図るとともに、効率的で効果的な保健所の運営を目指します。

一宮市保健所の開設予定

- 設置時期 令和3年4月1日（中核市移行と同時）
- 設置場所 現在の愛知県一宮保健所を活用し、一宮市域を所管する市保健所とします。

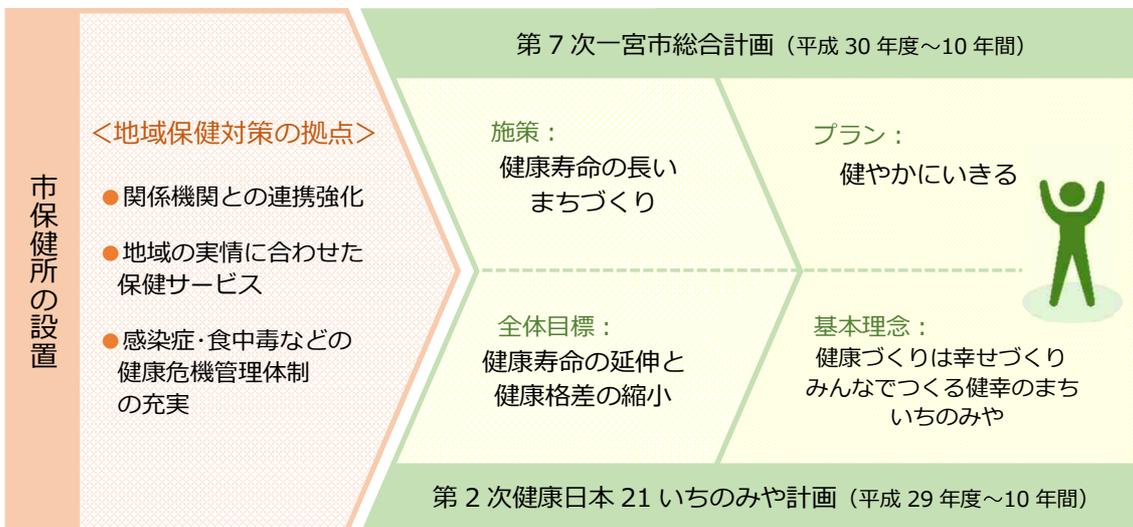


「愛知県一宮保健所」▶「一宮市保健所」

2 保健所設置の基本的方向

(1) 基本的な考え方

市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりの推進を目指し、「第7次一宮市総合計画」や「第2次健康日本21 いちのみや計画」において掲げるプラン、基本理念を達成するため、市保健所を、地域保健対策を推進する拠点とし、関係機関等との連携強化、本市の実情に応じた施策の展開、健康危機管理体制の充実を図ります。



(2) 基本方針 (= 保健所設置のメリット)

保健所設置の基本的な考え方を踏まえ、基本方針を次のとおりとし、県に代わって市が保健所を運営するメリットを活かします。

ここが変わる!

ア 総合的な保健衛生サービスの提供

これまで主に市保健センターが担ってきた母子保健や成人保健の事業に加え、県保健所が担ってきたより専門的な事業を合わせて実施することにより、総合的な保健衛生サービスを提供し、子どもから高齢者までの健康づくりの支援や健康寿命の延伸を目指した施策を推進していきます。

| | | |
|------------------------------|---|-----------------------------|
| 市保健センター 健康相談・保健指導・健康診査 など | + | 市保健所 (新設) 食中毒対策・感染症対策 など |
|------------------------------|---|-----------------------------|

すべてのライフステージにおける
健康づくりのサポート

ここが変わる!

イ 専門職の配置による効果的な事業展開

高い技術と専門的な知識を持つ医師、獣医師、薬剤師等と、市民に寄り添う保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の育成・適正配置を行うことにより、市民のニーズに即したきめ細かで効果的な事業に取り組んでいきます。

■ 保健所に配置する主な専門職

| | |
|---------|---------------------------------------------------------|
| 医師 | 保健所長 (保健所の統括) など |
| 獣医師・薬剤師 | 飲食店・スーパーなど食品に関する施設の監視指導、 公衆浴場・美容所など環境衛生に関する施設の監視指導など |
| 保健師 | 妊産婦のほか、乳幼児から高齢者までの健康づくりに関する 相談・支援など |
| 管理栄養士 | 栄養・食生活を通じた健康づくりに関する相談・指導など |

ここが変わる!

ウ 健康危機管理機能の強化

食中毒や感染症等の健康危機の発生に備え、平時から食品衛生、環境衛生の監視業務や指導を通し、情報収集、分析、啓発に努めていきます。

また、健康危機が発生した場合には、医療機関や国からの情報が直接保健所に届けられることから、迅速な初動体制の構築や情報提供など、地域の実情に即した的確なまん延防止対策を実施し、市民の安全・安心な暮らしを守っていきます。



3 保健所の主な業務

保健所では、医事・薬事、食品衛生、環境衛生、感染症対策などに関する業務をはじめ、地域住民の健康保持及び増進を図る事業を行います。

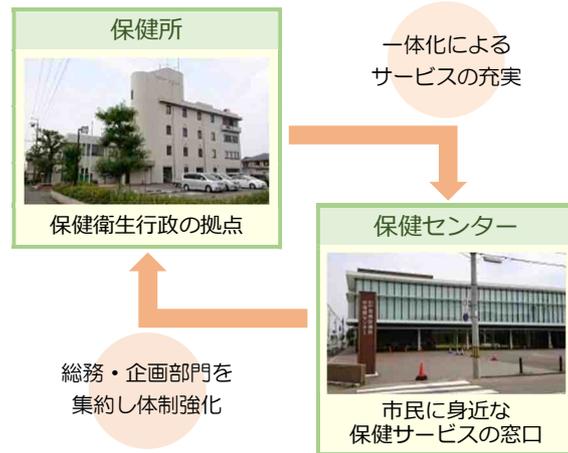
| 分野 | 主な事務 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医事・薬事 | <ul style="list-style-type: none"> ● 診療所・助産所の開設許可 ● 薬局開設・店舗販売業等の許可、毒物・劇物の販売業の登録申請 ● 病院・薬局等の監視及び立入検査 |
| 食品衛生 | <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店・食品製造等の営業許可及び衛生管理状況の監視 ● 食中毒の予防、食中毒の原因調査 |
| 環境衛生 | <ul style="list-style-type: none"> ● 旅館・興行場・公衆浴場の営業許可、クリーニング所の開設届出 ● 旅館・クリーニング所等の衛生状況の監視及び立入検査 |
| 感染症対策 | <ul style="list-style-type: none"> ● 結核患者・家族への専門的支援、検診、訪問指導、相談 ● HIV抗体検査、B型・C型肝炎検査 |
| 健康増進 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康・栄養調査 ● 特定給食施設（学校・病院・事業所・福祉施設など）の栄養管理指導 |
| 動物愛護 | <ul style="list-style-type: none"> ● 犬猫の引取り及び譲渡 ● 野犬等の捕獲・抑留 |
| 試験検査 | <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症に係る検体検査 ● 食品衛生検査、環境衛生検査 |

4 保健所業務を行う施設

(1) 保健所と保健センター

市保健所の整備については、現在の県一宮保健所の施設を活用する予定で、中核市移行後は当分の間、施設を無償により借用する方向で県と協議しています。しかしながら、長期にわたって借用し続けることは県の方針もあり難しいことから、移行後の施設に代わる新たな施設の将来像に関して、検討が必要です。

また、市内に 3 か所ある保健センターについては、これまで行ってきた乳幼児や生活習慣病予防のための健康相談・保健指導・健康診査など、市民に身近な保健サービスの窓口として保健所と一体となり、引き続きサービスの充実を図ります。



(2) 衛生検査施設

食品事業者の衛生状況の監視や食中毒・感染症等の原因究明のための試験検査を行うにあたり、様々な検査機器を備えた施設を設ける必要があります。

現在の県一宮保健所にある検査施設は、他の保健所の検査業務も担っているため、当面は、施設を県と共同で利用する予定です。共同で業務を行うことで検査技術の向上を図るとともに、将来的な独自の検査体制の確立に向けて検討を進めます。

(3) 動物愛護施設

中核市の業務として、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、飼うことができなくなった犬・猫の引取りや負傷動物の保護などを行うため、動物の収容施設の確保が求められます。

現在は、市内にある県の動物保護管理センター尾張支所が尾張地域の業務を行っており、移行後は、一宮市域の業務を市が行うこととなりますが、当分の間は、同センター内に市の職員を配置し共同で業務を行い、収容施設を借用する形で県と調整しています。市独自の施設の整備については、市の動物愛護行政のあり方も含めて検討していきます。



動物保護管理センター尾張支所